2018 春季生活闘争 闘争委員会 確認事項 その2

2018春季生活闘争の要求実現にむけて各加盟組合は、3月12日(月)から3月16日(金)の集中交渉期間を活用し、精力的に交渉を展開しています。

人口減少・超少子高齢化による人財不足が進む状況下で、人財への投資の重要性を労使ともに認識する中で魅力ある産業の実現に向けて、サービス・ツーリズム産業を代表する産業別労働組合の社会的役割を果たすためにも労働環境の向上にむけて、次の取り組みにより2018春季生活闘争をさらに推し進めることとします。

1. 要求・交渉状況

3月10日までに要求書を提出した加盟組合は78組合(昨年は79組合)となっており、3月末の決着を目指す中でこれから交渉を開始する加盟組合がまだまだ多い現状となっています。現在要求を掲げ交渉をしている加盟組合では「35歳年収550万円」の実現にむけて、実質的な賃金改善ならびに一時金の要求を掲げ年収水準の向上への取り組みがされています。また、最低保障賃金についても産業全体の労働条件の底支えとこの産業で働くすべての労働者への波及を目指して交渉を重ねています。

同時要求項目では特に総実労働時間短縮にむけた要求をする加盟組合が多い状況となっています。

既に合意した加盟組合は5組合となり、状況が厳しい中、満額で回答を引き出した 加盟組合もありました。その他に、ユニオンショップ協定の締結に向けた取り組みで 合意した加盟組合がありました。

2. 加盟組合の取り組み

すべての加盟組合が要求を掲げ、3月末日の決着にむけて粘り強く交渉に臨むこととします。

加盟組合は、要求ならびに回答内容を速やかに各闘争委員会に報告することとします。

3. 闘争委員会の取り組み

各闘争委員会は要求・回答内容の把握に努め、その結果を発信するとともに、加盟 組合の最大限の回答の引き出し、早期決着にむけてサポートすることとします。

相場形成のため、闘争委員会による各加盟組合への激励訪問を引き続き行い、一体的な取り組みをはかることとします。

産業全体の労働環境の向上には産業としての基準が必要であることから、引き続き 業界団体への要請行動を行い、労働環境の整備について訴えることとします。

4. 当面の日程

(1)機関会議

2018年3月14日 第2回闘争委員会(持ち回り)

2018年4月16日 第9回四役·事務局会議

(2) 諸行動

2018年2月9日 日本旅行業協会へ申し入れ

2018年3月2日 航空貨物運送協会へ申し入れ

日本旅館協会へ申し入れ

2018年3月5日 全国旅行業協会へ申し入れ

2018年3月6日 全日本シティホテル連盟へ申し入れ

2018年3月 日本ホテル協会へ申し入れ(日程調整中)

(3)情報発信

2018年4月3日 記者クラブへ中間まとめ発表 記者懇談会

(4) スケジュール

2018年3月23日 交運労協 代表者会議

2018年4月4日 連合2018春季生活闘争 流通・サービス・金融共闘連絡会

2018年4月6日 連合「2018春季生活闘争 4.6共闘推進集会」

以上